

最悪記録を更新!!

直轄請負工事における死亡者数が13人に!!

平成13年4月から1月末現在までの直轄請負工事に関係した事故の被災者数は65人（速報値）にのぼり、その内13人（工事関係者7人、第三者6人）が死亡する最悪の事態になっています。工期末を迎える2月・3月であらたな死亡事故が発生しないよう安全点検の強化や啓蒙活動の徹底など、より一層の安全対策を図り、各工事現場において重大な事故が発生させないよう努力することが肝要です。



【移動式クレーンの事故】



移動式クレーンの片付け作業において、ブーム旋回中に近接する転落防止柵に挟まれて交通整理員が死亡する事故が発生しました。また、同種事故で移動式クレーンの片付け作業で、アウトリガーが最小状態のままブームを旋回してクレーン車が転倒した事故、吊り荷運搬中にワイヤロープが架空線に接触した事故などクレーンに係る事故が多発しています。

事故の要因

- 設置箇所の周辺状況について事前調査不足や周知不足、架空線等への防護措置に不備など、安全対策が不十分であった。
- 工事関係者に対する立入禁止措置に不備があった。
- 指揮者・合図者が配置されずクレーン運転手の独り作業になっていた。
- 設置・後片付け作業も含めた作業手順書が整備されていなかった。
- クレーン運転手の慣れ・油断・軽視等による不注意があった。

再発防止対策

- ① 設置位置は、事前調査から予測される危険性について防護措置を講じる。
- ② 作業範囲は、保安施設等により立入禁止措置を講じる。
- ③ 設置・収納片付け作業まではかならず指揮者・誘導者を配置して行う。
- ④ 作業手順書を整備し、運転手および作業関係者に周知させる。
- ⑤ クレーン関係の事故について、KY活動等を通じて全作業員へ周知し、安全意識の高揚をはかる。

移動式クレーンの作業中については、手順書の整備や合図者等の誘導で適切な作業が行われているが、設置・片付け作業までは軽視されている傾向が見られます。しかし、移動式クレーンは、大阪市内で発生したクレーン事故と同様に設置から片付け（アウトリガーやブーム等の完全格納）が最も危険性があると考えられており、安全衛生法や土木工事安全施工技術指針等の基準に示される事項が遵守されなければなりません。

【バックホウによる荷吊り作業は用途外使用？】

油圧式バックホウの『荷吊り作業』については、「フックがあるから大丈夫」と考えられているようですが、労働安全衛生規則（安衛則）第164条（主たる用途以外の使用の制限）に違反するおそれがある事があります。安衛則では「パワーショベルによる荷のつり上げ（中略）建設機械の主たる用途以外の用途には使用してはならない」となっており、用途外使用の禁止が定められています。そして、2項には「前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。」として、例外的に用途外使用が認められる事が示されていますが、この項では「作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき」とあり、これを拡大解釈して荷吊り作業が行われているようです。また、「次のいずれにも該当するとき」を「次のいずれかに該当するとき」と読み違えられている事も考えられます。以上のことから、安衛則第164条から読み解くと、バックホウによる荷吊り作業は基本的に禁止されており、機能的に可能であってもバックホウをクレーン兼用として使用する事は認められていません。

（裏面に関連記事が続く）

【荷吊り作業が認められたバックホウ!!】

現場でバックホウがクレーン兼用として使用されてしまうのは、バックホウの高い汎用性によるもので、この事から各重機メーカーでは1980年代からクレーン兼用型のバックホウの開発が行われていました。そして、このクレーン兼用型バックホウ（移動式クレーン仕様バックホウ）は平成12年2月28日付の労働省事務連絡『クレーン機能を備えた車両建設機械の取り扱いについて』で“**移動式クレーン**”に該当する事が認められ、安衛則第164条には抵触せず、移動式クレーンとしての荷吊り作業が行えるバックホウとして今後の活躍が期待されています。注意する点として、このバックホウで荷吊り作業を行う場合は、移動式クレーンと同様にオペレーターには係る資格等（つり上げ荷重1t未満は特別教育修了、1t以上5t未満は技能講習修了、5t以上は移動式クレーン運転士免許）が必要となり、法令上でも移動式クレーンに係る規定が、構造についても移動式クレーン構造規格が適用されます。

【移動式クレーン仕様バックホウの構造上の相違点】



- ブーム、アーム急落下防止弁が備わる。
- ブーム、アームの角度、圧力センサーが備わる。
- 外れ止め付きフックが備わる。
- 水準器が備わる。
- 定格荷重の表示銘板が貼付される。
- 荷重表示モニタ、警報装置等が備わる。

〔労働安全衛生規則〕

第164条（主たる用途以外の使用の制限）

- 1 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、次のいずれに該当する場合には適用しない。
 - 一 荷のつり上げの作業を行う場合であって、次の**いずれにも**該当するとき。
 - イ **作業の性質上やむを得ないとき**又は**安全な作業の遂行上必要なきとき**。
 - ロ アーム、バケット等の作業装置に次の**いずれにも**該当するフック、シャックル等の金具その他つり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。
 - (1) 負荷させる**荷重に応じた十分な強度を有するものであること**。
 - (2) **外れ止め装置が使用されていること等**により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。
 - (3) **作業装置から外れるおそれのないものであること**。
 - 二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

1月の事故速報

（平成14年1月31日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
1月5日 15:50	兵庫県	緊急用河川敷道路の坂路設置工事において、堤防天端の県道を通行中の一般車同士（2台）の正面衝突事故が発生し、その反動で事故に関係した一般車1台が坂路入口に停車中の工事関係車と接触、もう1台が工事施工区域内に進入した。 〔物損：工事関係車が半壊〕
1月15日 10:00	奈良県	遊砂地工事において、現場代理人が橋台天端より橋台の取付擁壁工におけるコンクリート打設作業中の写真を撮影しようとしていたところ、足を滑らせて約2m下に転落した。 〔現場代理人：左手首関節骨折、左肘脱臼 全治90日間〕
1月15日 11:30	滋賀県	情報管路設置工事において、交通整理員が規制区域内の枝道から本線に出ようとした一般車を一時停止させ、本線を走行状態を確認して発進合図をしたところ、発進が遅れ本線走行の一般車2台と接触した。 〔物損：一般車3台が車体の一部損傷〕
1月18日 1:05	滋賀県	道路清掃作業において、片側交互通行規制を行ってトンネル内装板の清掃作業を行っていたところ、規制区域内で排水管清掃車が後退した際に交通整理員と接触した。 〔交通整理員：左肋骨骨折等 約10日間の入院加療〕
1月19日 18:00	奈良県	交通現況調査業務において、旅行速度調査中の調査車が信号現示により停車していた一般車に追突した。 〔第三者：頸椎捻挫、腰椎捻挫 全治2週間〕
1月21日 22:05	和歌山県	舗装修繕工事において、県道との交差点部を挟んで片側交互通行規制を実施していたところ、交通整理員の停止合図で停車していた一般車の内、発進誘導した際に通行順番を守らず2台を追い越して走行した一般車と規制途中にある交差点部において、交通整理員の停止合図を無視して本線合流を試みた一般車が接触した。 〔物損：一般車2台の車体損傷〕
1月22日 5:45	兵庫県	電線共同溝整備工事において、片側2車線の内、追越車線を規制していたところ、走行して来た一般車が規制区間の先頭に配置していた標識車に衝突した。 〔物損：標識車が全損、工事看板、矢印板等に損傷〕
1月22日 13:18	兵庫県	遮音壁設置工事において、盛土法面で杭の打設を行っていたところ、地下に埋設されていた電線（6,000V）を切断した為、一般家屋約1,000戸が約3分間、工場1社が約40分間停電した。 〔物損：地下埋設の電線切断 民家1,000戸が約3分間、工場1社が約40分間の停電〕
1月23日 13:10	奈良県	突発事象検出システム設置工事において、非常駐車帯を通行規制していたところ、一般車が工事施工箇所を見ながら通行中、急ブレーキをかけてスリップし、規制区域に進入、路側擁壁に衝突した後、その弾みで後続の一般車と接触した。 〔物損：一般車の車体一部損傷〕
1月24日 1:00	京都府	道路清掃作業において、作業終了後に清掃車を請負業者の車庫まで回送していたところ、国道から枝道への右折時に角の民間会社のブロック塀と接触した。 〔物損：ブロック塀約4.2㎡損壊〕
1月24日 8:30	大阪府	共同溝工事における分岐立坑工事に伴って、地下鉄構内に水盛沈下計の設置を行っていたところ、水管（ビニール製）が何らかの理由で外れ、通行中の地下鉄と接触した。 〔物損：不明〕
1月25日 17:05	大阪府	耐震対策鋼矢板の設置工事において、作業終了後、移動式クレーンの後片付けの為にブームを旋回させたところ、クレーン上部のカウンターウェイトと転落防止柵の間に交通整理員が挟まれた。 〔交通整理員：死亡〕
1月26日 3:30	京都府	舗装修繕工事において、上下追越車線を通行規制し、区画線の施工途中に、工事関係車（4tトラック）に材料を積載するため後進させたところ、安全巡回中の作業員と接触した。 〔作業員：鎖骨、大腿部骨折〕
1月28日 11:00	兵庫県	公園内の植栽工事において、工事関係車（軽トラック）が資材運搬の為、園路を移動中に園内に駐車していた工事関係車（ライトバン）に追突した。 〔物損：工事関係車（ライトバン）の一部〕